

## 大津圏域(大津市)における新規開設者へのお願い

平成30年(2018年)7月に公布された「医療法及び医師法の一部を改正する法律」に基づき、滋賀県では令和2年(2020年)3月に「滋賀県外来医療計画」を策定しました。この計画では、地域で不足する外来医療機能を担うことに対する考え方を確認させていただくこととしております。

つきましては、令和4年8月1日以降に、大津圏域(大津市)において、病院または一般診療所を新規に開設する予定の方におかれましては、本計画に基づき「外来医療機能分担確認書」の提出に御協力をお願いします。

- 1 目的 新規開設希望者に対し、地域における外来医療機能への理解を深め、地域で不足する外来医療機能を担うことについて改めて御検討いただき、その考え方を確認するため
- 2 対象 令和4年8月1日以降に、大津圏域において病院または一般診療所を新規に開設することを予定している方
- 3 提出時期 開設後10日以内に提出をお願いします
- 4 提出方法 郵送、持参、メールにより提出してください
- 5 提出先 滋賀県庁医療政策課企画係(TEL:077-528-3610)  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
MAIL : ef00@pref.shiga.lg.jp
- 5 その他
  - ・ 回答内容は、地域医療構想調整会議(※)において、確認いたします。(※ 二次保健医療圏ごとに設置されている、医療関係者・行政関係者・保険者等で構成する圏域内の医療提供体制について検討を行う会議)

## ■ FAQ(よくある問い合わせ)

Q 「外来医療機能分担確認書」の提出を求める理由は。

⇒ 新規開業事業者に対し、地域における外来医療機能への理解を深め、地域で不足する外来医療機能を担うことについて改めて御検討いただき、その考え方を確認するために、提出をお願いするものです。

Q 申出の対象となる医療機関は。

⇒ 病院、一般診療所(有床診療所・無床診療所)となります。(※歯科診療所および一般外来を行わない医療機関は対象外)

Q 会議ではどのような事項を確認するのか。出席を求められるのか

⇒ 「外来医療機能分担確認書」の内容について確認することになります。会議への出席は、必須ではありませんが、場合によってはお願いすることがあります。